

改 正 案

様式第 26（第 7 条の 2 関係）

事故発生状況報告

年 月分から
年 月分まで

事業者名
登録番号又は届出番号
電気通信主任技術者の氏名

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	影響地域	影響利用者数	主な発生原因	故障設備	措置模様	備考	影響を与えた電気通信役務					

注 1 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により配置する者の氏名を記載すること。
 2 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記載を要しない。
 3 電気通信主任技術者の氏名は、当該報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の故障等が原因で発生したものである場合にあっては、記載を要しない。
 4 「復旧年月日」の欄は、第 7 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する事故については記載を要しない。
 5 「影響地域」の欄は、全国、一の都道府県及びそれに隣接する都道府県、一の都道府県、一の市区町村及びそれに隣接する市区町村、一の市区町村又はその他から選択し、記載すること。
 6 「影響利用者数」の欄は、100 万人以上、10 万人以上、3 万人以上、5,000 人以上、500 人以上、500 人未満又は不明から選択し、記載すること。
 7 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「卸電気通信役務利用区間における事故」、「他の電気通信事業者の事故による要因」、「停電（通常受けている電力の供給が停止した場合）」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「不明」、その他の発生原因を記載すること。
 8 「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備（専用線・ダークファイバ、海底ケーブル、その他）」、「伝送交換設備（L2SW、L3SW・ルータ、その他）」、「付属設備」、「不明」、その他の故障設備を記載すること。

現 行

様式第 26（第 7 条の 2 関係）

事故発生状況報告

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名
電気通信主任技術者の氏名

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生場所	発生原因	措置模様	事故に係る電気通信設備の概要

注 1 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により配置する者を記入すること。
 2 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記入を要しない。
 3 電気通信主任技術者の氏名は、当該報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の故障等が原因で発生した事故である場合にあっては、記入を要しない。
 4 第 7 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する事故については、復旧年月日の記入を要しない。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

- 9 「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正（設定変更、バージョンアップ、その他）」、「ケーブル修復・張替」、「系切替」、「設備リセット・再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」、その他の措置模様を記載すること。
- 10 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 11 「影響を与えた電気通信役務」の欄は、電気通信事業法施行規則様式第4に定める電気通信役務の種類から選択し、記載すること。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この通令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十二年七月一日以降である報告から適用する。